

平成18年度食品安全委員会運営計画(案)(抜すい)

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

緊急時対応専門調査会の開催

おおむね2～3ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱(仮称)」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針(仮称)」に基づいた、緊急時訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時訓練の開催

食品に関わる緊急事態が実際に発生した際、迅速で適切な対応を行うためには平時より緊急事態に対する高い意識を持ち、行動手順等に関するチェックを万全にしておくことが重要である。このため、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱(仮称)」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針(仮称)」に基づいた緊急時訓練を行い、(1)初動の迅速性・適確性の確認、(2)初動以降の対応における適確性の確認、(3)緊急時対応要員を中心とした危機発生時の実践的対応能力の向上等を図る。

2 事後検証並びに緊急時対応要綱及び指針の見直し

緊急時対応専門調査会において、緊急時訓練で明らかになった対応の問題点を踏まえ、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱(仮称)」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針(仮称)」の改善点等を検証し、必要に応じ、見直しを行う。

3 緊急事態への対処体制の整備

「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱(仮称)」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針(仮称)」の基本的な対処体制に加え、(1)緊急時対応に備えた事前準備のあり方、(2)緊急時を想定した訓練及び当該訓練に係る事後検証により抽出された課題等への対応のあり方等に関する強化方策について検討し、必要に応じ、体制整備を行う。